

第79回大阪府森林審議会

平成26年12月22日

【司会（有元）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第79回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課の有元でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、委員15名中13名のご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定によりまして、成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、式次第、裏面が配付資料一覧になっております。次に、大阪府森林審議会規程でございます。そして次に、配席図でございます。その後ろに、大阪地域森林計画の樹立に係る諮問書の写しでございます。

次からが会議資料となります。資料1、ダブルクリップでとめております「大阪地域森林計画の樹立について」でございます。次に、資料2、ホチキスどめになっております「放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について」でございます。次に、資料3、同じくホチキスどめの「放置森林対策行動計画」でございます。次に、資料4、ゼムクリップどめになっております「大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する調査検討（中間取りまとめ）の概要」でございます。A4横のホチキスどめの資料と一緒にとめておりますので、ご確認をお願いいたします。次に、資料5、ホチキスどめで「林地開発許可等実績について（報告）」でございます。最後に、資料6としまして「大阪府土砂の埋め立て等の規制に関する条例案について」でございます。

なお、既にご回収させていただきました委員の方もおられますけれども、出席確認票を置かせていただいておりますので、お名前等のご記入をお願いいたします。

以上でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、出席確認票につきましては、後ほど事務局のほうで回収いたしますけれども、机の上に置いていただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、勝又みどり・都市環境室長からご挨拶を申し上げます。

【勝又みどり・都市環境室長】 こんにちは。みどり・都市環境室長の勝又でございます。第79回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。今般、任期満了によります委員の改選に当たりまして、委員の皆様にはご就任につきましてご快諾を賜り、ありがとうございました。後ほど事務局よりご紹介させていただきますが、新たに青木委員、栗本委員、黒田委員、長島委員、中村委員、松村委員をお迎えすることになりました。委員の皆様におかれましては、よろしく願いいたします。

また、本日はお見えいただいておりますが、今回の改選では、これまでの長きにわたり本審議会に対してご尽力いただきました古川会長をはじめ、岡崎委員、花尻委員、花田委員、大浦委員におかれましてはご退任いただくこととなりました。この場をおかりしまして、これまでのご尽力に対して厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、ことしは全国各地において過去に経験のない局地的集中豪雨に見舞われ、とりわけ広島県におきましては未曾有の大災害となったことは記憶に新しいところでございます。こうした中、国では平成27年度予算概算要求の中で、近年の局地的集中豪雨によります山地災害の発生リスクを踏まえた災害対策の強化など、気候変動への適応策の一環として災害に強い森林づくりを進めることで、緑の国土強靱化の実現を目指すとされております。本府におきましては、まさに森林が市街地に近接していることから、府民の暮らしを守る災害防止の機能をはじめとする、さまざまな機能が発揮されるよう、将来にわたって森林を良好な状態で維持・保全していくことが大きな課題であり、そのためには緊急・集中的な対策とあわせ、長期的視点に立った取り組みが必要であると強く認識しているところでございます。

本日の会議では、森林法に基づきます平成25年10月の全国森林計画の樹立に伴います大阪地域森林計画の策定案につきましてご審議をいただきます。また、報告案件といたしまして、放置森林対策行動計画の進捗状況のほか、森林や都市の緑を保全・創出し、健全な形で次世代に引き継ぐための新たな対策や財源のあり方について検討するため、本委員の増田先生に会長にご就任いただき、学識経験者によります大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議を設置してまいりました。今回、この中間報告がまとまりましたので、ご報告もさせていただきます。

委員の皆様方には、何とぞ忌憚のないご意見、ご議論を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

【司会（有元）】 ありがとうございます。

次に、本日出席いただいている委員の皆様をご紹介させていただきます。本日、配席同様五十音順になっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

（委員紹介）

【司会（有元）】 なお、坂野上委員、長島委員におかれましては、所用のため本日はご欠席でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の審議会は、委員の改選後初めての開催でございますので、大阪府森林審議会規程第2条の規定により、委員の互選によりまして会長を選任していただく必要があります。このため、議事の1、会長の選任までは僭越でございますが、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事の1、会長の選任についてでございますが、いかがいたしましょうか。どうぞ、松本委員、お願いたします。

【松本委員】 すいません、僭越ですが、本会議の会長代行を務められました増田先生にお願いしてはいかがでしょうか。

【司会（有元）】 ただいま、松本委員から増田委員を会長にというご発言がありました。委員の皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（有元）】 そうしましたら、増田委員に会長をお願いすることで、再度ご確認させていただきます。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会（有元）】 皆様、異議なしということでございますので、増田委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、これ以降の議事につきましては審議会規程5条第1項の規定によりまして、増田会長に議長をお願いしたいと存じます。増田会長、議長席へ移動していただきますようお願い申し上げます。

それでは増田会長、よろしくお願いたします。

【増田会長】 それでは、皆さん方のご推挙によりまして会長という大任を仰せつかり

ました。これまでは古川先生が長らく会長を務めておられまして、安心して会を見ていたわけですが、自分がそれをやるという段階になって、なかなか心もとないものから、皆さん方から忌憚のないご意見、あるいはご助言をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどございましたように、大阪府は全国の中で特異な府県と言ってもいいかもしれません。ほぼ全域が都市域の府県というのは他にございません。岬町のところに少しだけ都市域ではないところがございすけれども、全域が都市計画法のカバーされている都市域と。府域面積のほぼ3分の1程度しか森林エリアが既にないという府県でございすけれども、先ほどございましたように森林と市街地がダイレクトに接しているということでございすし、もう一方のほうでは、やはり880万おって、木材の大消費地の可能性を持っているという府県でもございす。そういう中で、国土保全としての意味の林業と、もう一方のほうでは経済活動としての林業の可能性、この辺、両方とも追及していかないといけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これから座って議事を進めさせていただきたいと思います。まず最初ですが、審議会規程の第2条第3項の規定によりまして、あらかじめ会長代行を選任したいと存じます。会長代行の選任につきましてご意見ございすでしょうか。

松本委員、どうぞ。

【松本委員】 本会議の委員として、経験豊富な吉田委員にお願いしたいと思います。

【増田会長】 ただいま、松本委員から吉田委員を会長代行という形でご推挙がございましたけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

それでは、お手数をおかけしますが、吉田委員には会長代行をお願いすることです。よろしくお願ひしたいと思います。

【吉田委員】 よろしくお願ひいたします。

【増田会長】 それでは引き続き、議事を進めてまいりたいと思います。議事のもう一方の、本題に入る前の手続論として、次に部会に所属する委員の選任ということが求められております。本審議会には、林地開発許可などに関する事項を審議するために、森林保全整備部会を設置しております。部会の部会長は審議会規程第6条第2項の規定によりまして、会長が指名する委員をもって充てることとなっております。また、部会の委員に関

しましても、同条第3項の規定により会長が指名するということになっておりますので、まことに僭越ですけれども、私のほうから指名させていただきたいと思います。

それでは部会長ですけれども、ご専門ということで松村委員にお願いしたいと思います。松村委員、いかがでしょうか。

【松村委員】 結構です。よろしくお願いいたします。

【増田会長】 ありがとうございます。それでは、部会長には松村委員にお願いしたいと思います。

続きまして、部会に所属する委員でございますが、各種の専門的領域を鑑みて、黒田委員、小杉委員、きょうはご欠席ですけれども、坂野上委員、長島委員、それと部会長をお願いしています松村委員、三好委員、吉田委員、そして私の入った8名でということでもよろしくお願いしたいと思います。お手数おかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

きょうは、坂野上委員、長島委員はご欠席ですけれども、後日、私のほうから説明を申し上げた上でご了承賜りたいと思っております。

それでは議事に入っていきたいと思います。まず、議事に入る前に本日の議事録の署名人ですが、奥野委員と松村委員のお二方にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次第に基づきまして、議事に入らせていただきたいと思います。議事（2）大阪地域森林計画の樹立についての諮問でございます。まず、諮問の写しは皆さん方にごさいますけれども、諮問内容につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【吉井（みどり推進課）】 みどり推進課森林整備グループの吉井と申します。大阪地域森林計画の樹立について説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず初めに、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。クリップどめにあります資料1、「大阪地域森林計画の樹立について」という資料をごらんください。めくっていただきまして資料1-1、森林計画制度の体系図という資料、もう1枚めくっていただきまして資料1-2、A3の大きさになります大阪地域森林計画（案）の概要。資料番号をつけておりませんが、計画書の案本体。続きまして参考資料の1、森林区域の面積、ホチキスどめで3枚になっております。最後に参考2、大阪府における森林経営計画の策

定状況。以上でございますが、資料の欠落などがございましたらお知らせ願います。よろしいでしょうか。それでは説明に移らせていただきます。

お手元の資料、諮問書になります。A 4、1枚のものです。知事から審議会会長宛ての、森林法に基づく大阪地域森林計画の樹立についてとある諮問書の写しをごらんください。今回、地域森林計画を樹立するに当たりましては、森林法第6条第3項の規定により本審議会への意見を求めるものであります。

続きまして、資料1-1をごらんください。こちらに森林計画制度の体系を整理しております。概略を説明いたしますと、おおむね5年ごとに見直すこととされております森林林業基本計画に則しまして、5年ごとに15年を1期として、樹立いたします国の全国森林計画。これに則しまして、5年ごとに10年を1期に樹立いたします、都道府県知事が立てます地域森林計画がございます。現行の大阪地域森林計画につきましては、5年ごとの樹立期でありました平成21年度にこの審議会でもご審議いただき、平成22年度から平成31年度末までの計画となっております。今回、5年ごとの樹立期に当たりますので、ご審議いただくものです。この地域森林計画に適合しまして、市町村長が策定いたします市町村森林整備計画がございます。さらに下には森林経営計画という、任意の計画ではございますが、これは森林所有者、または森林の経営の委託を受けた方が5年間の経営計画を作成し、市町村長の認定を受けるものでございます。

続きまして、資料1-1の裏面には、直近5年の森林計画制度をめぐる動向について整理しておりますが、時間の都合もございますので、読み上げは省略させていただきます。

次に、めくっていただきまして、資料1-2、大阪地域森林計画（案）の概要をごらんください。A3のものになります。

前回の樹立期であります平成21年度にご審議いただきました際には、変更箇所について計画書本体を読み上げてご説明しておりましたが、ボリュームも多く、時間の関係もあることから、今回は概要版を作成しましたので、こちらで説明させていただきます。

まず、今回樹立いたします大阪地域森林計画とは、計画区内の民有林について、5年ごとに10年を1期として立てる計画でございます。主な記載内容としましては、まず対象となる森林を定めていること。次に、森林の整備及び保全について、その基本的な事項について定めていること。最後に、基本的な事項に沿って具体的な計画量を定めていることです。

続きまして、平成21年の樹立時の計画量から5年間での実行結果についてご報告いた

します。主伐につきましては、材価低迷等により伐採が低調であったため、実行歩合は5割と計画量を下回りましたが、間伐につきましては、京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の達成に向け、国庫補助事業等を活用しながら推進したことにより、計画量の7割となりました。間伐面積についても同様です。

保安林指定につきましては、被災地や荒廃地において山地災害対策を推進するため、計画的に指定を行いました。また、国定公園等により、森林の適切な利用が求められている区域について、保健保安林の指定を計画的に行いました。

次に、森林区域の面積についてです。林地開発許可等の完了に伴いまして、前計画時、平成21年度の5万5,154ヘクタールから5万4,810ヘクタールへ、5年間で343.9ヘクタールの面積減となりました。林地開発による面積減少分につきましては、毎年審議会にご報告しておりますが、平成26年度完了部分といたしましては河南町と茨木市の2市町でございます。また、伐採届による森林面積の減少は5年間で34ヘクタールとなっております。

ここで参考資料の1をごらんください。一番上の表は、平成26年に完了した林地開発行為によるものです。よろしいでしょうか。参考資料1の1ページ目をおめくりください。1つ目の茨木市においては安威川ダム建設に伴う左岸道路整備によるものでございます。開発の概要の裏面に図面をつけてございます。ここで黒く塗り潰されている部分のうち、今回減少地と記載している区域が、今回、森林区域の減少となる0.8ヘクタールの区域でございます。道路用地、道路法面、あるいは仮設の防災施設として森林が改変された部分につきましては完了確認を行いまして、今回、森林区域から除外するということです。

続きまして、2つ目の河南町においてはソーラーパネルの設置によるものでございます。こちらも開発の概要の裏面に図面をつけてございまして、黒く塗り潰された部分が、今回森林区域の減少となる4.7ヘクタールの区域でございます。いずれも林地開発の基準を満たす防災措置あるいは環境の保全について対策が講じられていることを確認し、さらに現地を確認したことにより森林区域を減少するという判断をしております。

なお、伐採届による森林面積の減少については、時間の関係もあり説明は省略させていただきます。

続きまして、資料1-2、A3判の資料をごらんください。右側にいきまして主な変更点についてご説明いたします。

変更点は大きく7点ございまして、1点目は収穫期に移行しつつある森林資源を有効に

活用しながら、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林作業道の整備や森林施業の集約を図る「森林経営計画」の策定を促進することを追記しました。平成24年、平成25年の策定実績につきましては参考資料2をつけておりますので、そちらをごらんください。

続きまして、森林資源の利用促進について。近隣府県でも木質バイオマス発電の整備が進んでいることから、燃料としての需要拡大が見込まれる木質チップ材に対して、未利用間伐材の利用を促進すること。「おおさか河内材」や「おおさか和泉材」などの府内産材のブランド化により利用の促進をすること。

工務店や設計士と連携した内装材の活用や、府独自の施策であります民間の寄附金による一園一室木のぬくもり推進モデル事業等により、府内産材の利用を促進することを追記いたしました。

次に、森林の適切な保全としまして、山地災害を未然に防止または軽減するため、治山施設や荒廃森林の整備を計画的に進めること。治山施設の整備のほかに、土石流に伴う流木災害を防ぐため、溪流沿いの危険木の除去等の流木対策を進めること。また、治山施設の整備などのハード対策に合わせまして、ハザードマップやパトロールなどのソフト対策も実施することを追記いたしました。

次に、多様な森林への誘導としまして、生物多様性の保全のため、地域住民と森林所有者が協力して行う里山保全・再生の取り組みを支援すること。また、スギ、ヒノキの人工林についても、多様な生物が生息できる空間を創出するため、択伐による複層林化を実施することを追記いたしました。

次に、近年拡大しておりますナラ枯れにつきまして、人的被害のおそれがある箇所を優先して対策を実施すること。

鳥獣被害対策としまして、主にシカ害に対してですが、植栽木への円筒状チューブの設置や防鹿柵の設置、頭数管理など、関係部局と連携を図りながら防除活動を推進することを追記しました。

変更点の最後といたしまして、放置竹林について。企業と行う森づくり事業でありますアドプトフォレスト制度等を活用し、企業やNPO等による竹林整備を促進するとともに、竹資源の新たな活用策を検討するなど、利用促進についても努めることを追記いたしました。

最後に、新計画の計画量について記載してございます。実績や年齢構成等、府内の森林

の状況を鑑み、間伐面積を除いて前回の計画量より増としております。森林経営計画の策定を促進していくことから、今後、計画期間中に森林経営計画に基づく森林施業が計画的に実施されることが見込まれます。今後見込まれる森林経営計画の策定面積と、その他、公的管理による面積、それを鑑みまして、府内の齢級構成ごとに材積量を算出し、間伐と主伐の計画量を算出しました。

また、府独自の計画であります放置森林対策行動計画では、10年間で1万ヘクタールの、択伐を含んだ間伐の目標値を設定しておりましたが、今後10年間の主伐面積の計画値が、こちらには載せておりませんが、2,917ヘクタールと算出しておりますので、間伐面積と合わせまして1万30ヘクタールの計画となっておりますので、整合性のとれた計画量になっているかと思えます。

最後に、保安林につきましては被災地や荒廃地における山地災害対策を着実に進めるとともに、森林の適切な利用を推進するため、計画的に指定を進めていきます。

そして、この計画樹立に当たりましては、大阪府公報により公示を行い、平成26年1月18日から平成26年12月17日までの30日間、縦覧期間に供するとともに、近畿中国森林管理局、関係市町村等に意見をお聞きしましたが、特に意見はございませんでした。

なお、今後についてですが、本日、この審議会において計画案が了承されましたら農林水産大臣に協議し、計画樹立の決定を行った上、最終的に公表を行うということで進めていきたいと考えております。

以上で、地域森林計画の樹立についての説明を終わらせていただきます。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

議事(2)のところの、大阪地域森林計画の樹立についてということで、主に概要版を用いてご説明をいただきましたけれども、何かご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

【吉田委員】 森林経営計画を策定し、整備や集約化を進めていかれるということでございますけれども、森林境界の明確化というのははかどっておりますのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

【増田会長】 いかがでしょう。経営計画を樹立するために、境界確定みたいなことが進んでいっているのかどうかと、これは都市部近辺の森林の大きな課題でもありますけれ

ども、いかがでしょうか。

【田中森林整備補佐】 今のお話ですが、経営計画を立てるためには、それぞれの森林所有者の場所でありますとか、蓄積とか、その辺の情報というのは必要でございますので、地籍調査というところまではできていませんが、民民の立ち会いなどをして、境界確定を進めながら経営計画を策定しているところでございます。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【吉田委員】 ありがとうございます。

【増田会長】 松村委員、どうぞ。

【松村委員】 何点かあるんですけども、計画ですからそれほど具体的には書けないかもしれませんが、少し具体的なところをお答えいただければと思っています。

例えば流木ですね、危険木の除去というものに対して、どのような方法、場所とか、具体的にどういうところであるとか、それからシカ害なんかにおける、頭数管理ということを書いておられますけれども、今現在、どのぐらいの頭数があるのかというようなこと、具体的な数値をちょっと知りたいという話。さらに、竹の資源を利用した新たな活用方策、これはかなり難しい話だと思うんですけども、どのようなことをお考えなのかということをお聞きしたいところです。

【増田会長】 ありがとうございます。3点ございまして、中ほどにあるP8のところですね、危険木の除去等、流木対策をどう推進するのかと。具体的にどんなことをお考えになっているのかということが1点。それとP30という、下のところですね、シカの頭数管理、これ、具体的に生息数、大体確認されていて、年間どれぐらいとろうとしているのか。あともう1つは竹資源の有効活用ですね、いかがでしょうか。

【田中森林整備補佐】 まず、1点目の流木対策についてでございますが、府では林野庁の規定に基づきまして山地災害危険地区というものを指定しております。その中でもAランク、Bランク、Cランクとあるんですけども、特に危険なところから土石流が発生したときに、一緒に巻き込まれる可能性のある、そういう溪流沿いの立ち木とか、あるいはこけている木とか、そういうものを治山事業と一緒に伐採する、あるいは撤去するというようなことを対策としてやっていきたいと考えております。

それから2点目のシカについてでございますが、これは平成19年度にシカの保護管理計画、これは第2期というのが19年度から23年度までの5年間で計画を立てておりまして、このときには府内に、シカの生息数が約1,800頭ございまして、それを5年間

で半減させようという計画を立てておりました。毎年、大体700頭前後を捕獲してきたわけですが、現実にはなかなか減っていないという現状でございます。平成24年の3月に第3期の計画を立てておまして、その中でも引き続き、平均700以上の捕獲をしていこうというような計画になっておまして、直近の実績を申しますと、平成24年度で約1,000頭、それから平成25年度で1,300頭の捕獲をしているということでございます。

それから最後に竹林の話でございますが、竹林につきましては、なかなか新しい用途というのは難しいところなんですけれども、例えば、今はバイオコークスなんかの研究もありますので、そういうものに竹を使えないかというようなこととか、あと、パウダーにして、それを食器とか、いろいろなものに使えないかというようなことを研究している状況でございます。

【松村委員】 ありがとうございます。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【松村委員】 はい。

【増田会長】 ほか、いかがでしょうか。

松本委員、どうぞ。

【松本委員】 森林資源の利用促進ということで、いろいろお書きになっておるんですが、一番の問題は、森林の、いわゆる材木の単価が完全に安く固定された状況で、いわゆる山持ちの皆さんが、伐採する気が全然起こらないどころか、山に対して、お金にもならんからもうええわいというふうな感覚に、完全に私どもの村でもなっちゃっているわけなんで、多分、大阪府下全域そうなんですよ。ということで、例えば農産物なんかに使います、例えば80年生のスギならスギで、立米2万円なら2万円、最低保証するとか、そういう制度でもつくってあげないと、おそらく府内の森林は、全然誰も手入れしないのかなと僕は思います。それか逆に、今度は行政に、例えばヘクタールこれこれやるから、お前のところの村で全部間伐せいというふうな話がございましたら、もちろん我々も山をよくするためですから間伐はするんですが、そういう、いわゆる山林を守るための制度ができないものかなと、私は常々そう思っておるんですけれども、その辺の考え方、いかがでしょうか。

【増田会長】 事務局、いかがでしょうか。

【北山森づくり支援補佐】 みどり推進課、北山です。

今のご意見ですが、確かに、そういう価格保証とまではいいませんが、例えば木材の搬出に対して補助をするというようなことを、他の都道府県でもやられているところはたくさんあるんですが、我々としては、そういう一時的な補助ということではなくて、できるだけ自立的に継続的に回っていくようにということで、単に差額を補てんしたりするというのではなくて、基盤整備のようなところに支援をしまして、できるだけ安く材が出てくると。安定的に出てくるようにということで、供給力をつけて、それで継続的に材が出てくるような形をとらせていただきたいと思います。

一方で、木材の需要拡大のほうにも取り組んで、需要を伸ばして、何とか価格のほうも上げていくというような方向を目指していきたいと考えておるところでございます。

【増田会長】 よろしいでしょうか。なかなか、直接支払い制度は難しいという。

代理出席をいただいております津田委員、よろしくお願ひしたいと思います。

【津田副会長（中村委員代理）】 森林の整備ということで、一番、間伐を促進しないといけないんですけども、放置山林が増えているということで、規模の小さな山林の所有者、それも山林経営に興味を失って放置しているというのが問題になっております。こういう放置林を、近隣の山主が購入して1カ所にまとめて、1つにまとめて、比較的規模の大きい山林にして、それで整備をする、間伐をするというのも1つの方法なんですけれども、売りにたくないという所有者もいらっしゃいますし、やはりこの場合、どう言えいいんですか、うちの会社では宮崎で山林をやっておるのですが、向こうでは本数調整伐というのがあって、森林組合のほうで国のお金を使って間伐をやってあげましょうという制度があるのですが、そういう制度、こちらの大阪のほうでもあるのか、その辺を伺いたいと思います。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【田中森林整備補佐】 おっしゃるとおり、大阪というのはかなり零細と申しますか、規模の小さい森林所有者が多いというのが現実でございます。資料の最後に参考2というのを付けてございます。これは何かといいますと、大阪府における森林経営計画の策定状況です。これを見ていただきますと、これは平成24年度からの実績なんですけど、こういう経営計画を策定することで、一人一人で経営をするのではなくて、ある一定のまとまりを持って、しかもその中に、先ほど言いました基盤整備をすることで効率化していく、団地化していくということで、一定まとまりを持って経営をしていくということを進めております。これは今、放置森林対策行動計画という、後で説明しますが、その中でも平成2

8年までに約4,000ヘクタールについて経営計画を策定するというので、大阪府のほうでは進めていますので、この経営計画で集約化、団地化していくということを進めていって、何とか採算の合う、そういう経営を目指していきたいと考えております。

以上です。

【増田会長】 ほか、いかがでしょうか。

栗本委員、どうぞ。

【栗本委員】 大阪府森林組合の栗本です。森林計画制度というのは資源の持続可能な利用ということが目的で実施されていると理解をしているのですが、主伐の、例えば伐採面積は20万立方メートルと書いていまして、これを、もし1ヘクタール500立方メートルとやりますと400ヘクタール、これを10年ですので、1年間で40ヘクタールを伐採するということになります。そうしますと当然、それだけの資源を利用していただけなきゃいけないということなんですけれども、せっかく、全国森林計画がありますので、私ども森林組合としましては、利用ができる伐採量をしていただいて、価格がそれなりに維持できるような、そういうことを踏まえての計画だろうと思っておりますが、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

【増田会長】 いかがでしょうか。目標値の設定の仕方というんですかね。

【田中森林整備補佐】 そうですね、先ほどから説明させていただいております放置森林対策行動計画の中では、10年間で1万ヘクタールの間伐をすると申しております。この1万ヘクタールの間伐には、実は間伐と択伐を合わせた面積で言っております。標準伐期齢が、スギの場合40年生、ヒノキの場合45年生としますと、1万ヘクタールのうち7,000ヘクタールが間伐。3,000ヘクタールが択伐と考えております。3,000ヘクタールですので、年間300ヘクタール程度の択伐、これを毎年やっていくということで、主伐については継続してやっていきたい。当然、10年計画ですので、10年を過ぎますと2回目の択伐というのが入ってきますので、その辺で持続可能ということであれば、新たな植栽というものも計画の後期には出てくるのかなということで、持続的に経営をしていきたいと考えております。今のよろしいでしょうか。

【増田会長】 多分、なかなか難しいんでしょうけれども、需要と供給の関係の中で、売れる見込みのあるところから反対に間伐量が出てこない、持続的にならないんじゃないかなというような、そういう市場性から見た目標量みたいな、そんな仕組みに変わらへんやろうかというご提案やと思うんですけどね。

【原みどり推進課長】 市場性というところになってきますと、なかなか難しいところがございます。みどり推進課長の原でございます。

この後、報告事項の中でも、またその辺のご議論をお願いするところがありますので、そこでまたご議論をお願いしたいところなんですけれども、この計画につきましては、今、田中のほうから説明がありましたとおり、間伐というものが、国のほうの捉まえ方が非常に幅広くなってございますので、従来でありましたら間伐と主伐の1つであります択伐というものを、それぞれ保育、木を育てていく期間を間伐というんですけれども、国の制度上の関係で、その期間が広がりますので、今回、ちょっとややこしい話になっているんですけれども、説明しながらするのが非常に難しいんですけれども、今回の計画につきましては、そういった動きの中で実現可能な数字というところをまず押さえながら、この主伐、間伐それぞれの材積量で入れてございます。皆伐という、山を全部切って、裸にしてもう一度植え直すという制度のものではございませんで、山の木を抜き伐ってやっていくということも主伐に入れてございますので、その辺も合わせてのものでございます。逆にわかりにくいと思いますが、先ほどもございました市場性とか、その辺につきましてはこの後の放置森林対策のところでは皆様にご議論いただきたいところなので、よろしく願いいたします。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

黒田委員、どうぞ。

【黒田委員】 森林病虫害被害のことについて、ちょっと申し上げたいことがあります。ナラ枯れについて、特定で挙げていただいていますけれども、もう、近畿各県、とても防除できるような状態でないくらい被害が激しくなっているということで、大阪も例外でない状態だと思うんですけれども、そういうときに、早期発見により適切な措置を行うというのは、これはもう非現実的なことで、薬を使った伐倒駆除とかというようなことも、実質的にできない段階になっています。ですから、この後に書いてあるような人的被害が起らないようなリスク管理を重視して行うということに、ここのところはむしろ、優先してというよりも実際にそういうところを重視するというで書いていただくのが現実的だろうと思うのが1つ。

それからもう1点は、こうやって中途半端に防除ができなくなってきた段階で、大抵、どうしようでやめてしまうということになりやすいんですけれども、現実には、里山がかなり広域である状態では、やはり健康な森林として持続するような整備を行うという、そ

らの方向に進めざるを得なくなっております。その関連では、多様な森林への誘導というところに、実は関連したことが書いてありまして、里山保全再生の取り組みを支援すると書いてありますので、ぜひここに、健康な里山として維持できるようにとか、そういう文言を1行足していただきたいと思います。というのは、ここは生物多様性の保全のためと最初にきているんですけども、実際、生物多様性はただ保全しても豊かなままには保てないということがわかっておりますし、もう1点問題なのは、ボランティア団体なりが、知識がないまま里山整備をして、実は壊している例が最近かなり増えています。特にナラ枯れが起りにくい里山整備をするということについては、かなり間違った方法をとっている団体が見られますので、そういう指導者の育成とかいうことも含めて、もう少しこの森林被害対策と、多様な森林への誘導のところは説明を工夫していただけるといいかなと思います。

【増田会長】 いかがでしょうか。文言の中に「健全性」とか「健全」というような文言が入っているかどうかということですけども、その辺はどうですか。

【田中森林整備補佐】 そうですね、そこにつきましてはご指摘のとおりだと思いますので、特に里山保全をするときに、老木を切って若返らせて健全化を図っていくというのは里山保全の1つの目標でもありますので、その辺の文言は加えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【増田会長】 ナラ枯れが発生するような、長く放置されたやつというのは切ってもなかなか萌芽しないんですね。

【黒田委員】 どちらのケースもありますけれども、萌芽するかしないかは、もう限界なんです。だから、切るとしたら今を逃すともっと出なくなるという面で、出ないと諦めてしまうのもまずいかなと。

【増田会長】 そうですね。光の当て方が中途半端では全く萌芽しなくなりますので、かなり光を当てて萌芽させないといけないと。そのあたりの問題が萌芽の問題と、もう1つは一方のほうでシカ対策があって、せっかく萌芽したけれども、全部食べられてしまうということとの関係性も、このあたり微妙に、鳥獣害と萌芽更新のあたりが関連していますので、そのあたりを、健全管理とか、「健全性」という言葉の中で込めたいということですが、少しそこは修正加筆ですかね。

【田中森林整備補佐】 はい、ありがとうございます。

【増田会長】 三好委員、よろしく申し上げます。

【三好委員】 すいません、今のところに関連してなんですけれども、多様な森林への誘導というところで、一番最後に択伐施業による複層林化を実施するとなっていますが、このあたりも、実際に多様な健全な森林を確保するための技術として、択伐施業による複層林化というような、ある程度固定的な間隔にするよりも、例えば小面積皆伐であったりとか、場所によっていろいろなものも取り入れられるような柔軟な書き方があっていいのかという気がするんですが、そのあたりについての解釈等についてお聞きしたいと思います。

【増田会長】 あまり、択伐施業というふうに限定しないほうがいいという。

【田中森林整備補佐】 了解しました。ちょっとこれは限定されていますので、例えばこれは例にするとか、その辺、表現を変えたいと思います。

【増田会長】 そうですね。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

二、三、修正加筆が必要なところがあるということでございますけれども、その他のところについては、おおむね原案どおりご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

それでは、いただきました修正箇所につきましては私のほうで預からせていただいて、事務局と調整して適切に修正するというところで対応したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは報告案件に入っていきたいと思います。いずれも先ほどの議論の何個かとは関連したやつが報告案件として出てきておりますので、まず最初が、大阪府独自で展開してきた放置森林対策行動計画の進捗状況と検証というところでご報告をいただいて、先ほどの意見も踏まえながら意見交換をしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

【浦久保（みどり推進課）】 みどり推進課の浦久保と申します。説明させていただきます。座って失礼いたします。

資料の確認ですけれども、私の説明に使います資料は資料2というもの、ホチキスどめ、A4が2枚とA3が2枚とじております。それから資料3という冊子になったもの。こちらにつきましてはご参考に、途中でご不明な点があればごらんいただくということでお使いいただければと思います。それでは、資料の2のほうを説明していきます。

放置森林対策行動計画は、大阪府が平成19年に独自に策定した10年間の行動計画と

なっております。平成24年度に前期の6年が終了しまして、昨年度の平成25年12月には、後期に向けた計画見直しの改定を行いました。行動計画では数値目標として4項目を掲げておりまして、それらを達成するための具体的な取り組みについてを含めまして、進捗状況を毎年森林審議会で報告することになっておりまして、本日は平成25年度の進捗について報告させていただきます。

まず、グラフが4つあるページをごらんください。これが4つの数値目標設定取り組みでございます。今回は過年度分も含めましてグラフにしております。まず、左上の人工林間伐実施面積につきまして、平成25年度の間伐面積は431ヘクタール、そのうち公的に実施したものが422ヘクタールでございます。平成19年度からの累計間伐面積が6,086ヘクタールとなりまして、目標値に対する達成率は60%となっております。これは、国の定額間伐助成があった平成23年度までに比べますと、大幅に間伐面積というのが減っておるのですけれども、経営計画制度が始まった平成24年度よりは若干増えてきておりまして、これは森林経営計画の策定が着実に進んでいると考えられます。今後も森林経営計画の策定を促進しまして、林内の路網整備ですとか、搬出間伐を進めるとともに、防災など、公益的機能の高度発揮が求められる森林につきましては、保安林の指定等による公的管理によって間伐の実施を図ってまいります。

次に、右上の竹林整備面積についてです。平成25年度は63ヘクタールを実施しまして、累計で285ヘクタールとなり、目標値である270ヘクタールを達成しております。平成25年度が、平成24年度に比べまして大幅に増加した理由といたしますのが、アドプトフォレスト制度等の企業の増加に加えまして、里山保全活動への補助が受けられる国の制度である森林・山村多面的機能発揮対策交付金を利用しました竹林整備が増えたためです。ただ、今回の国の補助制度は、平成28年度までの限定的なものであるため、その後も竹林の持続的な管理ができるよう、こうした活動の定着を促していきたいと考えております。

次に、左下の森林ボランティア参加者数です。平成25年度は単年度で1万1,946名、目標量の80%の達成率であり、順調に推移しております。おおさか「山の日」の取り組みですとか、アドプトフォレスト制度による活動企業の増加など、森づくり活動に参加できる機会は増えていると考えられるのですが、今後は、これらの参加者の活動への定着を促すことですとか、ボランティアの若返りといった対策が課題となっております。

最後に、右下の木材利用量のグラフです。平成25年度の府内産材利用量は8,400

立方メートルで、目標量に向けた達成率は、進捗度合いなのですが20%となっています。森林経営計画制度による施業の集約化や路網整備の促進により木材の搬出が進んだことで、木材の新たな用途開発等に支援を行ったことにより、木材利用量が増加したことが増えている要因でございます。

一方で、府内のバイオマス燃料生産施設が稼働を休止したことから、バイオマスの利用につきましては少し減少しております。今後も着実に木材利用量を増加させるためには、川上から川下の関係者の連携による流通ルートの確保などが重要となっております。こちらの木材利用量の対策につきましては後ほど詳しくご説明いたします。以上の4点が、目標設定項目の進捗です。

次に、1枚おめくりいただきまして、2枚目です。ここでは、主な具体的取り組みの進捗を記載しております。時間の都合もございまして、この中でも特に動きのある取り組みに絞ってご説明をさせていただきます。中段のところの文字で書いてある主な項目の取り組み状況というところの上から5つ目をごらんください。山地災害危険地区の府民周知という項目がございまして、これまではホームページや市町村の広報、または市町村地域防災計画への反映といったものによる周知が中心でしたが、今年度からの動きとしまして、府の土木事務所等とも連携を図りまして、土砂災害防止法に基づくハザードマップへの反映と、地元説明会等に出向いて直接説明する機会を設けております。今後、防災につきましては、これまでハード対策が中心だったと思うんですが、ソフト対策のほうもあわせて行い、効果的な防災・減災対策を図りたいと考えております。

その下のアドプトフォレスト制度ですが、平成25年度は新たに9社が参画しまして、協定の満期を迎えた企業のうち8社が更新していただきました。現在活動中の企業は45社となっております。活動の指導はフォレストセイバー隊のボランティアの方に担っていただくようにしており、指導体制の強化を図っているところです。また、現在でも企業からの問い合わせを多くいただいております。引き続き取り組みを進めていきたいと考えております。その表の一番下の木の駅プロジェクトにつきましては、平成21年度から、毎年森林所有者に呼びかけを行って、実際に仕組みはあるんですけども、搬出コストに対する採算性が低いことや、森林所有者にまだまだ周知が足りていないということから搬出量が低迷しています。ただ、府内にも木質バイオマス発電所の建設が進むなど、未利用材の需要というものが今後増えると予想されることから、今後は森林ボランティアの方にも呼びかけまして、そういった地域の実情に合わせた収集システムというものを構築

していきたいと考えております。

同じページの下の、木材利用拡大に向けた取り組みというところですが、これは昨年度の改定で新たに追加した取り組み内容を6項目挙げております。ここで1つ数字の訂正がございます、一番上の項目であります森林経営計画の策定の平成25年度実績のところですが、1,455ヘクタールとなっておりますが、正しくは1,683ヘクタールでございます。訂正させていただきます。申しわけございません。

その右側にあります図が、府で目指しています木材の地産地消という取り組みのイメージ図でございますが、地産地消につきましては、供給側と利用側、どちらもバランスよく対策をとることが必要ということで、供給側の対策としましては、森林経営計画の策定や森林プランナーの育成、利用側としましては、木のぬくもりネットサポーターや一園一室木質化運動の促進、木材製品の高付加価値化に対する支援といった対策を進めているところです。それらの川上川、川下側をつなぐ対策としまして林業活動促進地区の認定があります。現在は4地区、和泉市、河内長野市、千早赤阪村、岸和田市を認定して、この地区の中で山元から製材所までの連携を図ることによりまして、地区内での木材利用を促進しているところです。

これらの対策を整理したものが、次のページの3枚目の資料でございます。この資料は、現在の取り組みの内容やバランスを確認するとともに、今後の施策展開を議論するための基礎資料としてまとめたものでございます。府内産木材が山元から消費者の手に届くまでの関係主体ごとの課題と、現在の取り組み状況、そして今後の方向性について記載しております。本日はこれをもとに、こういう視点が足りないですとか、今後、こうした点にも力を入れるべきといったご意見をいただければと思っております。この表について簡単にご説明いたします。

まず、主体としまして、消費者から山元までありますが、今回、消費者というものを一番最初に持ってきています。実はこれまでは、我々、こういう表をつくるとき山元から始めまして、いかにその山から出てきた木を消費者まで流していくかといった視点で考えてくるが多かったのですが、消費者あつての木材利用ということで、今回は順番を逆に整理しております。

まず、左の消費者のところですが、これにつきましては民間と公共がございます。多様な素材とか工法がある中で、木材があまり選ばれていないという現状があります。といいますのは、木材のことをほとんど知らないということが要因の1つでありまして、現在の

取り組みとしましては、木育ですとか、一園一室木のぬくもり運動といったもので、子供のころから木に親しんでいただくような対策をとっているのが中心でございます。今後は、新たな木材利用、例えば間伐材を活用した耐震補強ですとか、建築物の外装木質化などへの支援も行っていければと考えております。

また、公共での利用につきましては、市町村の木材利用基本方針の策定、これを進めていくとともに、来年度には府や市町村の施設管理担当者を対象にしまして、保有施設をモデル施設としまして、実際にそうした施工現場を見ていただけるような、内装木質化の研修会を行う予定にしております。

次に、大工・工務店でございますが、府内産木材は高いとか、必要なときに量がそろわないという、半ば固定観念を持たれておられまして、これを何とか打破していきたいということで、現在は府内産木材の利用を積極的に進めてもらう、いわゆる普及役となつていただく工務店とか設計士を、木のぬくもりネットサポーターとして登録しておりますが、昨年度からスタートしたということもありまして、まだ活用が不十分です。今後は、今は山元から製材所まででこの矢印がとまっています林業活動促進地区を、工務店や設計士にも伸ばしていきまして、連携を拡大していければと考えております。

次に、加工・製品流通のところですが、これは隣の製材が木材の一次加工とすれば、防腐やプレカットなど、二次加工する事業者ですとか、卸や小売店、こういったところがこれに当たります。ここの課題としましては、生産者が欲しがるような魅力的な製品をもつと提案できればという点と、府内産材の流通ルートはそもそもなくて、受注生産的になってしまっているということがあります。ただ、府内の木材加工業は古い歴史がありまして、そういった蓄積された知識や技術によって、新たな製品、例えば先ほども言いましたが間伐材の耐震補強壁ですとか、建物の外装材とか窓枠、木製の断熱材といった開発もなされておりますので、引き続きそれらを支援してまいるとともに、もし財源が確保できれば、そうした製品の利用にも支援していきたいと考えております。

次に製材ですが、府内の製材所、個人経営などの小規模のところが多くて、頑張っているのはいるのですが、まとまった注文に応じられないですとか、乾燥や強度測定といった品質に応えられないという課題もございます。これに対しては、おおさか材認証制度によって、各製材所間の連携を深めつつあるところではございますが、今後さらに連携して、ストックを持ったりとか、注文に分担して対応するなど、どういう形が望ましいかはわかりませんが、製材業の協業化というものが必要だと考えております。

次に木材市場ですが、府内では千早赤阪村にございます木材共販所1カ所だけになりますが、ここ最近では、買方が減りまして、競りの方式ですから、買方が少ないと値が上がらない。そうすると取扱量が減って、さらに買方が減ってしまうという悪循環にあります。また、買方がどういう材を求めているかといった情報ですとか、売方のほうがどういう材をどれくらい出すかといった搬出情報など、情報の橋渡しという点で、うまくできていないのかなと考えます。今後に向けましては、例えば製材と山元が直送という木材のやりとりをする際に、市場が間に立ちまして、価格の決定ですとか与信管理といったものをうまく担いまして、いわゆる物流を省いた商流というところで、新たな展開ができるのではないかと考えております。

最後に山元ですが、やはり材価低迷によりまして還元が少ないということで、山に関心をなくしている所有者が大多数でございます。木材の安定供給に向けては、森林経営計画の策定による集約化を着実に進めていく必要があります。また、少しでもコストを下げて搬出するためには、作業車道の耐久性向上や木材集積土場といった基盤整備、また、後継者の育成といった人材の基盤整備、こういったものを進めていく必要があると考えております。

最後に、この表の一番下に矢印がございまして、これは川上から川下の、需要と供給をうまくコーディネートできる人材、こういった存在も必要かなと考えておりまして、その存在が山元への利益を適正に配分していく存在となればと考えております。以上で、この表の説明を終わりますが、本取り組みのこういった方向性について、特に、先ほどもお話がございましたが川下側の木材利用をこれからどうしていくかといった対策等についてご意見を頂戴できればと考えております。よろしくお願いいたします。

【増田会長】 ありがとうございます。

ただいまご報告をいただきました。報告案件ですけれども、将来に向けていろいろなご意見をいただきたいということでございます。

芝田委員、どうぞ。

【芝田委員】 3点ほどお伺いをいたします。

1つ目は、1枚目の森林ボランティア参加者数が、達成率が80%ということで非常に効果を上げておられるんですけれども、実際は、本市の中でも非常に高齢化してきているということ。若返り化を考えているんだというふうに先ほど説明があったんですけれども、できればもう少し具体的に、どういうことで若返り化を考えておられるのかということ

お聞かせいただけたらありがたいと思います。

それから2点目は、3のプリントの真ん中辺にありました、山地災害危険地区の府民周知というところで、実は住民と府の土砂災害防止法の件に関しては、我々地方自治体は間に挟まっておりまして、住民からの苦情もありますし、非常に乱暴な話で、命と財産とどっちが大事やみたいなことでは済まない現実がありまして、このところをもう少し丁寧に、確かにハード面で対策していくというのは莫大な金がかかりますし、それはよくわかるんですけども、ソフト面ではもう少し丁寧に、今、府の方も現地に入っていて、市の職員と一緒にやっているんですけども、やはり時間をある程度かけていかないと、少し乱暴かなという感じが。知事のご意見を聞いていると、一気にみたいな話があったんですけども、現場はそうはいかない。やはりそれぞれの財産ですので、そのところを、また協力し合っていきたいなと思います。

3点目は前にも申し上げたんですけども、木材に関しては、消費者と山元との距離感があまりにもあり過ぎるというんですか。特に消費者の側からいうと、木に触れる機会が、木材のよさを知り得る策がほんとうに限られていて、少な過ぎると思うんです。今回、本市では11月29日に、1つは地域活性交流拠点ということで、農のほうの拠点をつくって、もう一つはビジターセンターということで、市の地域活性の交流の拠点にしようということをつくったんですけども、そこには、例えば木でつくった時計、かなり高額なものでも陳列してありますと、予想以上に売れているというのも聞いています。そういう点では、もっと距離感を縮める努力を、それぞれがそれぞれの分野でしないと、距離感があり過ぎて、木育いうとまた急に、赤ちゃんのときからといって、これも本市でも大分議論をやったんですけども、結局、まだできていないというか、見送った部分があるんですけども、消費者が自然に木に近づける方策を府としても考えていただいて、また指導もしていただけたらなど、そんなふうに思いますので。

【増田会長】 ありがとうございます。

ちょっと、一問一答をやっていると時間がないので、いろいろな意見をいただいて、関連するところで、少し事務局のほうからお考えをいただければと思います。

津田委員、よろしくをお願いします。

【津田副会長（中村委員代理）】 先ほどの次世代へつなぐというところで、地産地消のところなんですけれども、これはもちろん大阪府の話ですから、大阪府の山から来た材料を使うということなんですけど、大阪というのは東京に次ぐ一大消費地であると、また、

大阪の山というのは、全国で大阪府の山林が一番小さい。5万6,000ヘクタールで一番小さくて、大阪府が5万6,000、その次に小さいのが東京都、その次が神奈川県、それから香川県が来るということで、大阪の山林面積が小さいんですが、そこから、大阪の全部の消費を賄うというのはどうしても無理があるんじゃないかということで、地産地消ということにあまりこだわらないで、そういう制限をなくして、よそ、他県の材も使うと。そうすると他県でも大阪の材を使ってくれるということで、大阪の木材の消費も進む、山も整備されるということで、あまり地産地消にこだわらないほうがいいのではないかと思います。

また、日本の現在の木材の消費量というのは8,000万立米なんですが、そのうち自給しているのが2,000万立米、8,000万の2,000万ということで、25%を日本では木材を自給しているということで、林野庁のほうでは、これを50%までに自給率を引き上げたいと言っておりますけれども、いろいろなことをやっても、1%、2%は徐々に上がってきても、一朝一夕にはなかなかできないということで、他県の人材と一緒に、輸入材のほうも視野に入れて、木材の利用の促進を図っていけばいいんじゃないかと思っております。ということで、我々も大阪の材はできるだけ使いたいと思っておりますけれども、その辺、よその材にもあまりこだわらないでいこうと思っております。

それともう1つ、山で働く人の人口がだんだん減ってきておりますが、現在、5万人ぐらいだということでございます。減ってきていると言いながら、この数年間は5万人ぐらいでとまっておりますんですが、ことし春に、「WOOD JOB!」という映画がございまして、山で働く、緑の雇用事業という事業をテーマにした映画だったのですが、この映画を見てから、俄然、山で働きたいという人が増えてきたということで、この辺のアピール、そういうアピールを大阪のほうでも、山で働くといいですよと、格好いいですよというようなアピールのほうもぜひやっていただきたいと思っております。

【増田会長】 ありがとうございます。

黒田委員、いかがでしょう。

【黒田委員】 先ほどの芝田委員さんのお話と関連があること2点なんですけれども、1つはボランティアの件ですが、確かに退職後にボランティアをされる方が大半ではありますけれども、最近は学生、大学生のほうが、随分いろいろな活動が好きになってきている傾向がありまして、里山整備とかも、神戸の場合はそういうグループをつくったりしています。ところが、知識がないのでいきなり植林に走ってしまったり、植えなくていいと

ころに植えに行ったりということをやるので、そのところの、何か指導者と、それからそういうシステムを整えていけば、大阪府下の大学で、そういう同好会なりができると、おもしろがってやってくれる学生が出てくればいいかなというふうに、ちょっと期待したいところです。

もう1点は、消費者が木材のことを知らない。木材利用のことなんですが、実際、国産材って今最低の価格になっていて、非常に安いのに、どうしても高い高いという話ばかり出ます。やはりそこはどうも……、工務店さんの悪口を言ってはいけないのですけれども、坪幾らという単価の中で安く抑えたいと、すぐそういう話をされることもあるようです。ですけどここで、例えば家1軒を建てるのに、一体何本の柱で幾らかかるかという試算があれば、総額1,000万、2,000万の家の中では、いかに木材価格が少ないかということが実感できるはずなんです。木材で多少ぜいたくしても、10万、20万しか変わらないということが皆さんのところに情報が届くと、ちょっと認識は変わるのではないかと思います。

もう1点は、最近、家を建てる方とか、全然そういうことはなくても、山を見学するイベントが非常に好評で、皆さん、自分の家の柱がどこから出てくるかという林の見学も好きですし、それから全然関係なく伐採現場を見学するというのもすごく新鮮だそうですので、そういう情報発信の仕方で、こういうところをもうちょっとうまく改善できるのではないかなと期待したいところです。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

奥野委員、どうぞ。

【奥野委員】 奥野でございます。私、今、山のほうの立場ということでちょっとお話をさせていただきたいんですけども。今、国産材、特に地域材は高いよというようなお話をいただいたということでございますけれども、私どもの材、これ、今、津田様は九州のほうの山をたくさんお持ちでございますけれども、大体、30年から40年で皆伐をされるという周期でやっておられるという、九州の場合はそういう形でございます。

ところが、大阪の場合でございましたら伐期が大体50年から60年でございますけれども、80年、90年かかっても、今皆伐をしましてもお金にならない、残らないということで、この辺、私ども悩みでございまして、その中で、80年生の木であっても、筋があれば九州の木と同じでございます。

今、家の構造が変わりまして、無地物材がほとんど要らなくなったということで、その辺の中で、私ども、今林業技師が苦しんでおるのはそういう中でございまして、その中でいかに安くしていくかということで、私ども今、個人的には今バックホーを持ちながら、道をつけながら、いろいろな、ローコストで出していくよというやり方をさせていただいておるんですけども、ただ、私どもがこの辺、大阪府にもお願いしたい、皆さん方にもお願いしたいのが、家を建てるのに、やはり地域材を使っていたら地域材の山がよくなっていかない。ほかのところの木を使っていたら、外材を使っていたら、外国の山を潰すのがいいのか、日本の山を潰すのがいいのか、地域の山を潰すのがいいのか、この辺はお考え。

ただ、私ども、今、山の価格でございまして、九州材、40年の山の木、20年の山の木と80年の木とございまして、1割ちょっとの、値段の高さが変わらないというような価格まで落としながら、いかにコストダウンを図りながらとやっておりますので、その辺もちょっと、今、国産材高いじゃなしに、いかに使ってもらえるようなやり方をしていくかということが、これから以降の、それぞれの地域の山を守っていく、国産材の山を守っていくためにも、そういう形のあり方の中で皆さん方のご協力をいただくということが、これ、私ども山の人間にとりましては、やはり搬出価格が出てこない限りは山の中で木が死んでしまうということでございまして、搬出価格なり、経費がある程度できるような形の価格をある程度設定していただきながら、高いじゃなしに、いかにして高く売っていくかというのが私どもの今の課題だということで、今、その辺を取り組みをさせていただいておるということで、ちょっと、今、その辺は山のほうの価格、大阪の木は高いじゃなしに、やはり高いのはある程度の問題があるよということもおわかりをいただきながら使っていただきたいということで、お願いしたいと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【栗本委員】 補足をさせていただきますと、大阪材が高いとかいうのは、私どもの原木市場がありまして、原木市場の中で公正な市場の買い方、売り方で買っていてということで、特別、大阪材だから補助金をもらったり、いろいろなことで高く売っているということでは決してなくて、原木市場の中での取引だということをご認識をしていただきたいと思っております。

それから、自給率の話がありましたけれども、自給率の中の多くを占めているのは、紙・パルプのパルプ原料も木材の中に占めておりまして、その部分は、現実的には国産材

はほとんど使われておらず、使っていてもほんとうにわずかです。したがって、建築用材としての、いわゆる住宅向け、特に戸建て住宅向けの木材については、かなり国産材がウエートを占めておりまして、政策的に、これを出してこいと言われると、またこれ、価格の減少につながってきますので、私どもとしては適正な量、そして公正な市場の中での価格ということを念頭に置きながら、まじめに森林整備、それから林業の発展に取り組んでいるということを、ぜひご理解していただきたいと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。この辺で一遍切りましょうか。

あっ、関連するお話、はい。

【藤平委員】 ちょっと、先生方がおっしゃられていたことの繰り返しになる部分もあるのですけれども、個人的にいつも気になるところが、いろいろな統計の値とかを見せていただいたときに、必ず補助金との絡みというのが結構出てきまして、補助が切れちゃったからがたん値が下がるとか、あと、反対に消費者向けのところも地域材とかを、他府県なんかで県産材を使うと補助がもらえる、だから県産材を使うんだとか、そういう、補助に関して少し振り回されてしまうというか、正しく理解したり、本来の形で活用し切れていないという現状があるのかなと感じるところがあります。ですから、この補助のあり方というのは、私たちも含めてなんですけれども、もっとしっかりと考えていく必要があるのかなと感じました。

それから最後に見せていただいた横のプリントなんですけれども、使っていく矛先として建築物の外装木質化というのが挙げられています。これは非常にアピール性の高いものなのですけれども、またいろいろとハードルも高いところかと感じています。具体的に何か、大阪府ならではのアイデアみたいなものがあれば、少しそのあたりを教えていただきたいなと思います。

あと、各先生方もおっしゃられているところなんですが、人材育成のところ、各分野で人材の育成というのが求められているわけですが、少しボランティアさんに頼っているところとか、あと、少し具体性に欠ける話というものもあるかなと思いましたので、そういったところもまた一緒に考えていけたらいいのかなと感じています。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

津田委員、どうぞ。もう1議題残っておりますので、このあたりで切りたいと思っております。

【津田副会長（中村委員代理）】 先ほどから、木材は高いというのが二、三ございましたけれども、今から以前、現在のスギの価格は、丸太で立方メートル1万円ぐらいなのですが、1980年代は、日本のスギの山の価格は立方メートルで4万円したということで、そのころは山を一町、3,000坪切りますとベンツが買えたのですが、現在では一町切ってもプリウスも買えないというようなことで、決して木は高くないということをお願いしたいと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。何点かに分けて、少し事務局のほうで。

まず、ピンポイントとして、土砂法と一緒にハザードマップなり、いろいろな意味で土地利用制限をかけていることのやり方に対して、もう少し丁寧な、地元の市民参画というんですかね、巻き込み方を考える必要性があると違うんかという、その点についてはいかがですか。まず1点目。

【田中森林整備補佐】 ハザードマップの件なのですけれども、確かに知事のほうが、前倒して全ての地域で策定していくというような方針は出しております。これは所管課としては他の部になりますので、うちのほうで軽々には言えないのですけれども、やはり、まずは自分のところが危ないのかどうなのかというのを知ってもらうことが大事だと思いますので、まず、そういう情報発信をしていくということは大事なかなと思います。

ハザードマップは確かに、近々につくれというお話はあるんですけれども、府としてはつくって終わりということではなくて、そこが始まりで、やはりそこから、あと、どういうソフト展開をしていくのかということところが大事だと思っていまして、うちの課でも平成25年度からモデル的に、府が森林の初期整備をしまして、あと、地域の人がその森林を管理してもらうというような、地域で自分たちの山を守っていくというようなモデル事業もやっていますので、つくって終わりではなくて、その後のソフト対策をどういうふうに行っていくのかということのを第一にやっていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

【増田会長】 ありがとうございます。

そうしたら、2点目としてはボランティアの中で高齢化の問題、あと、ボランティアそのものの後継者育成という問題と、もう一つはボランティア活動の中での、やはり指導者の育成、あるいは指導者の人材というのは一体どう育成していくのかと、そういうような中で、大学との連携みたいな話もあり得るのではないかと、このあたりについてのお考え、何かございますか。

【北山森づくり支援補佐】 ボランティアの高齢化の問題については、これは再三言われていることでして、何らかの対策が必要ではないかと考えております。

学生さんに関心を持っていただいて、仲間に入っていただくということで取り組みをしていきたいところなんですけど、今、実際にやっております事例としましては、例えば教育大学の学生さんに、小学校向けの森林体験学習の講師をしていただくというようなこと、あるいは、これは大阪産業大学さんでやられているんですけども、森林普及のイベント、ワークショップなんかをやるときに、学生さんが指導員になっていただいて、そういうワークショップの運営をしていただくというようなやり方で、学生さんも興味を持っていただいて参加していただくというような取り組みを進めているところです。

できましたら、そういうボランティアですとか、そういう活動が、例えば学校のほうで、講座の中に取り込んでいただけたら、あるいはそれを受講して、単位がもらえるというような形まで持っていけないかなということ、いろいろ、学校の先生とは相談をさせていただいているところです。

【増田会長】 多分、大学なんかも今、センター・オブ・コミュニティというCOCのプログラムの中で、大学が地域と連携してとかいうような動きもありますし、やはりこれからはボランティアの数がかなり減ってくる可能性がある。団塊の世代が後期高齢になっていくということ、そもそも人口が減るとの話と、もう1つはやはり、定年が延長になると、リタイヤ層がなかなか社会に出てこないという、その問題がありますから、もっと違う仕組みでのボランティアのあり方みたいなやつを、今後、大学との連携もあるでしょうし、今言われた小中学校との連携なり、そのあたりのことも今後要るんでしょうねということだと思います。その中で指導者ですよ、だから極端なことを言うと、森林組合なんかがある部分指導的な役割なんかも一部担うような仕組みも要るんだろうというようなことだと思いますけれども、そんな点かと思います。

最後は一番難しい話で、林業よりも、むしろ木材ということに対する理解というのを一体どう考えていったらいいのか、それに対してどんな情報戦略を府としては考えているのかと。もう1つは、やはり木材の利用を活性化しようと思ったら、地域材にかかわらず、まず木材の需要ということの活性化が、地産地消の、要するに呼び水になるのではないかと、このあたりですね。それと価格というあたりを一体どう考えるのかと、ここが一番、市場経済の中で林業がほんとうに成立するのかという、非常に難しいところですけども、このあたりについてのお考え、何かあれば。

【原みどり推進課長】　そうですね、そういったことがこれからの一番の問題やということで、我々、いろいろな方面で取り組んでいるところでございます。今回、この資料1つにしましても、従来、我々山サイドの視点からの視点多かったものですが、この資料、説明の最初にありましたとおり、まずは消費者、ユーザー側の視点から考えていった整理もどうかというところを、入るところで、我々自身も、まずは勉強を始めた、第一歩を始めたところでございます。

そういう中で、木育という観点は去年から取り組んでおりまして、そういう将来のユーザー、木を使っただけの子供たちから、まずは育てていくんだというような取り組みを今始め出しているところであります。いろいろな中で、ここに6つほど分けているのですが、この横のつながりはあまりありませんので、これをどうつなげていくかというの、また我々の仕事の1つかなど。特に工務店さん、また加工業をなさっている方々が、山を見たことがないという方もいらっしゃるし、我々もそういうフォーラムみたいなものをつくる中で、建築士の方とか、それから木材流通の方々と一緒にいろいろ検討している場はありまして、そのときに奥野さんのお山をちょっとお借りしまして、大阪の山というのはこういうものやと、こういう形で山元も苦勞している。でも、いい木を育てていこうとやっているという、そういう情報なんかも流していく中で、そういう建築士さんや、そういうところという、また違うチャンネルからそういう情報も出していこうという取り組みもしているところでございます。

これから、そういう形で、こういう幾つかのチャンネルのある中で、どういう形で広げていくかというのをまた考えていこうと思っておりますし、やはり我々、業としての「林業」の中ではどういうニーズがあって、そのニーズをどう掘り起こしていき、供給側にどう伝えていくかというところを、我々がどう組み立てていくかというのが大きな課題になってくるのかなと考えているところでございます。そういうのをやる中で、いろいろと取り組みを入れさせていただいたものがこのペーパーなんですけれども、このペーパーの中での、いろいろなご意見もまたお聞きしていきたいというのが我々の本音のところでございます。今、幾つかいただいたものを参考にしながら、また構築いたしまして、この後引き続き、またこういう場の中でご議論、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【増田会長】　多分、わかりやすく伝えるというのが大事で、例えば普通の住宅で、床面積120とか150平米ぐらいの床面積の住宅を、完全に純木造にしたら、一体どれぐ

らの立米数が要って、この立米数やったら、スギの原木に直すと何本に相当するんやとか、あるいは全部木造ではなくて、要するに躯体構造はコンクリートとしたとしても、室内を全部木質化したらどれぐらいの立米数が要るんかとか、非常にわかりやすい、とっつきやすい指標というんですか、そういうあたりのツール、その辺の開発、開拓も、今後どんどんやっていただけたらなと思います。

あと、ピンポイントの問題として、これも骨太の問題として非常に難しいのは、国の補助金のある制度と府の単費ですね、このあたりの関係性はほんとうに考えていかないと、国の補助金制度があるときは進むけれども、それがなくなると途端にとまってしまふみたいな、その辺、これは非常に難しい話ですけれども、次の話にも少し関連します。府独自の財源をとるという仕組みですかね、そのあたりなんでしょうかね、何か、難しいあたりの発言は何かございますか。

【原みどり推進課長】 一番難しいところなんですけれども、それぞれ補助金がある時だけ動くというのが、ほかの県でもなさっていることなんですけれども、そういうものに取り組むんじゃなしに、やはりベースのところでの力をどうつけていくかというところに視点を注いで、その開発をしていきたいなと我々は考えておりますので、ちょっとお時間のかかる対策になるかもしれませんが、頑張っていきたいなと考えております。

【増田会長】 多分、1つはやはりストック形成につながって行って、それが要するにコストの低減につながっていくとか、そういう、ランディングベースでなくなってしまうと、補助金が終わると終わりですけれども、それが、ある一定ストック形成につながっていくようなことを考えると、ひょっとしたらいいのかもしれませんが、その辺をお考えいただければと。ありがとうございました。

それでは、まだ2つ残っているんですけれども、ちょっと足早に、2番目、大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議における中間取りまとめについてご報告をいただければと思います。

【田中施策推進補佐】 みどり推進課の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元に、資料4と記載させていただいておりますA3の概要版と、A4の冊子、つづりをご用意させていただいております。本日は、資料4と右肩に書きましたA3判の概要版に基づき、内容を簡単にご報告させていただきます。

まず、この中間取りまとめの概要ですけれども、右下の検討会議の設置・開催状況をごらんください。府域の森と緑を次世代に健全な形で引き継いでいくための新たな森林保全

と都市緑化に関する対策と、その財源のあり方につきまして、本審議会会長であります増田会長に、この検討会議の会長をお務めいただき、ことしの1月から9月までの間に7回にわたる議論を行ってまいりました。そして、9月12日に中間取りまとめが行われました。

それでは、資料の左側の背景・現状についてご説明させていただきます。森林保全の自然災害という点からにつきましては、関係予算がこの10年間で約4割に減少する中、災害の予防的対策という点については、山地災害危険地区の約6割で対策ができておらず、近年、集中豪雨が多発する中で、災害発生リスクの増大を懸念しているところです。

また、健全な森づくりの点からは、スギ・ヒノキ林の多くが収穫期にある一方で、就業者の減少などで間伐が停滞しているなどの問題点が指摘されています。下段の都市の緑化では、市街化区域内の緑化では全国最低水準にあり、この都市の緑化を加速することが必要であると考えております。

資料の右側をごらんください。以上のような現状・背景を踏まえまして、中間とりまとめの基本的な考え方におきまして、基本テーマとして、1点目は、自然災害から府民の暮らしを守る。2点目は、健全な森林を“次世代”につなぐ。3点目は、緑の充実により魅力ある大阪を創出するという3点の基本テーマを設定し、対策実施に当たって考え方として緊急的かつ集中的に対策を講じるものに限定した取り組みを進めることとしたものです。

裏面をごらんください。このような考え方に基づく事業の想定といたしまして、一定の試算による概算ではございますが、5年間で合計100億円の事業規模を想定しております。

1点目の、自然災害から府民の暮らしを守るにつきましては、現在、災害復旧事業が中心で、予防的対策を講じられていない状況にあり、特に危険溪流の流木対策として、Aランクのうち最優先地区の40カ所、1,000ヘクタールにおいて危険木の除去、搬出や簡易流木防止工事の実施など、予防的対策を実施するものです。これらの事業規模は約40億円を想定しております。

2点目につきましては、これまでは切り捨て間伐が中心で、木材を利用することがなかなかできていない状況にありましたが、自立的な林業によって、森林を次世代につなぐというものです。具体的には林業経営が見込めるエリア、4,000ヘクタール・40地区に限定し、間伐材を搬出利用するための基幹的な作業道と土場などを整備することにより、自立的な林業の基盤を支援するものです。事業規模につきましては約17億円を想定して

おります。

3点目の、みどりの充実により魅力ある大阪の創出につきましては、都市部の緑のボリュームを増やすものであり、具体的には中心市街地や主要駅周辺等でのヒートアイランド対策に寄与する緑陰づくりや、活用できるみどり空間の創出として、市民緑地や街道のみどりの一里塚等の整備を行い、都市のみどりを甲子園球場50個分、約200ヘクタール創出しようとするものです。この事業費は約43億円です。

そして、資料の下段、左下をごらんいただきたいのですが、これまでの検討の総括をまとめております。森林率や緑地の占める割合が、全国でいずれも最低水準にあり、また、都市と森林が近接し、自然災害への対応が求められる大阪であるからこそ、緊急的かつ集中的により一層の対策を講じることが必要であり、その財源については、今後府民税均等割の超過課税を基本に検討を深めることが必要としており、今後、府民の意見を十分に聞くなど、府民参加の視点のもとに取り組むというご意見をいただきました。この中間取りまとめでは、今後府民アンケートやタウンミーティング等、府民に対してこの内容を広く周知し、ご意見をお聞きしていく必要があるとのご提言もいただいております。

概要につきましては以上ですけれども、これまで、この中間取りまとめに基づき、府内9カ所でタウンミーティングを開催いたしました。1カ所あたり40名から50名程度のご参加をいただき、府民との対話型の地域集会を開催しております。その中で、府民の皆様からの直接お聞きした主なご意見につきましては、基本的には森林環境税導入による新たな対策の実施についてご賛同いただいているという意見が数多くございました。そして、森林保全や都市緑化に関する主なご意見といたしましては、特に多くの府民から寄せられたものを何点かご紹介させていただきますが、森林保全に関しまして、行政が対策を講じる場合でも、所有者の同意を得ないと何も前に進められないので、このあたりの対策をどう考えるのか、これが1つ目です。

もう1つ。所有者ですら自分の山がどこにあるのかわからない状況にあり、境界確定のための地籍調査を今実施しないと、将来的には山の対策はできなくなる。また、これらの中間取りまとめにある新たな対策には、里山活動については触れられておらず、次世代につなぐためには、より多くの府民が現在もボランティア等で参加している里山保全も含めるべき。これらの対策には生物多様性の視点が含まれていないなど、幅広いご意見をいただいております。

また、府民アンケートにつきましては民間のネットリサーチ会社に委託して、その登録

モニター、約3,000名を対象に平成22年度の国税調査に基づく府内市町村の人口構成と等しくなるように回答を収集して、府民の意見の縮図となるようなアンケートも並行して実施しております。今後もタウンミーティング等を通じて、より多くの府民のご意見を伺い、今後の検討の参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

9カ所でタウンミーティングを既に進められているということですがけれども、これに関しましていかがでしょうか。何かお気づきの点、あるいはご意見等ございますでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

【吉田委員】 大分固まっているようなのでなかなか申し上げにくいんですけども、先ほど松本委員からもございましたように、木材に対する需要がほんとうにないんですね。その木材需要を喚起するような木材の製造とか、新しい精製、加工、そういったものに対する技術開発、そういったものを支援するというような取り組みはいかがなものなんでしょうか。これまで大阪では、私の知る限りでございますけれども、堺のほうではバイオエタノールが開発されましたし、それからバイオコークスも開発されました。それから耐震材も開発されました。それから最近では、木糸（もくい）というのも開発されて脚光を浴びているようでございます。そのほかにもスリット材とか、いろいろあるようでございますけれども、そういったものを開発して木材をさらに使う、そういうふうなところへ、使う分野に検討できないものかなと思っております。

【増田会長】 ありがとうございます。いかがでしょう。多分、本編の12ページのあたりがそれに関連するのかなというふうな。

【吉田委員】 実はきょう、初めて見ましたので、すいません。

【増田会長】 この辺、今のご質問というかご意見に対して、事務局、何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

【北山森づくり支援補佐】 すいません、先ほど会長のほうからありました12ページをごらんください。このページの左下のほうに、安全・安心な暮らしの確保のための木材利用の推進ということで、今おっしゃっていただきました例えば耐震補強ですとか、それからそれにプラスして、木製の外装材、ヒートアイランド対策ということで木質の外壁ですね、そういうような、新たな利用に対しての支援ということも、これはメニューの中に入れていきたいと考えております。当然、開発の支援についても、今現在は国の制度がご

ざいますので、それも活用しながら開発に対する支援というのも引き続き行っていきたく
と考えております。

【吉田委員】 よろしくをお願いします。

【増田会長】 よろしいでしょうか。先ほど、藤平委員からも少し出ていましたが、大
阪として、この外壁材というのはヒートアイランド対策とかでたくさん出てきますよね。
それは何か特筆すべきこと、大阪府下で何か取り組まれているなり、実証されていること
というのはいかがなんでしょうか。

【北山森づくり支援補佐】 まさに目的としましては、やはり大阪府内、ヒートアイラ
ンドというのが非常に深刻な状況になっておりますので、これに対する1つの対策として、
既存のビルの外壁に木質の外壁、木材を張るといような方法で、ビルが熱を蓄えるのを
防止するといような取り組みをやっております。これまでも試験施工ということで木
材連合会さんの入っておられる木材会館ですとか、それから、今年度も今現在新たに取
組みをといことで進めているところです。これがもう少し進んでいけばといことで考
えております。

【増田会長】 木質化みたいなやつやと室内ですけれども、外壁材と使って、要するに
外断熱で、要するに熱効率を上げていこうといのに木材が適しているといふうなこと
を、少し、木材連合会さんのほうもビルで実証されたり、計測されたりしながらとい、
そんなことやと思えますね。

ほか、いかがでしょうか。津田委員、どうぞ。

【津田副会長（中村委員代理）】 都市の緑化のことなんですけれども、これを読んで
おりますと、大阪市の市街化区域の緑被率が全国で最低水準だといことで、大阪はや
り、その辺はもっと緑を増やさないといけないと思ふんですけれども、ちょうど梅田のグ
ランフロントの西側の北ヤードの跡地、あそこがあいているといことで、あそこをぜひ
森にして、もっと木を植えれば、東京の皇居のように森が増えるといことで、もっと大
阪の環境がよくなるんじゃないかと思ふます。

それともう1つ、また話は変わるんですが、平成22年に公共建築物と木材利用促進法
といのができて、この法律ができてから、実は大変効果が上がりまして、学校であり
ますとか駅でありますとか、その辺の公共建築物を木造化しようといことで大分進んで
おります。また、民間のほうでも先ほど出ておりました共同組合の事務所ビルであり
ますとか、老健ホームでありますとか、サービスつき高齢住宅でありますとか、幼稚園
とか、大

規模な木造住宅が増えているということで、この法律、とてもよかったんですが、この間のタウンミーティングで出たのですが、木材利用促進条例というのを大阪のほうでつくって、この辺の木材を利用するのをもっと促進するということをぜひやっていただきたいと思います。

【増田会長】 多分、大消費地であるからこそ、そういう条例が必要ではないかという点が1つですし、もう1つ、グランフロントのところについては、先週、新聞報道されたと思いますけれども、私もそれに参画しておりまして、10ヘクタールぐらいの開発ですけども、そのうち、都市公園としては底地を4.5ヘクタール都市公園事業としてやるということを首長が言明したと。トータルの緑被率は8割、10ヘクタールのうちの8割を緑被率としてカバーしたいという、そんなまちづくりの方針案をつくって、これから1年間かけて公募事業に入っていこうかと思っています。

栗本委員、どうぞ。

【栗本委員】 森林組合はこのことについて非常に期待をして、まじめにそういうことができれば、山地災害に取り組もうと。それから所有者の発掘、きちんと明示できるように森林所有者同士の連携を図りながら、所有者を確定していきたいと思っています。

ただ、心配しておりますのは、皆さんも新聞報道で見られたかと思うんですけども、政権与党の農林部会が森林環境税を提案したと。ところが財界が猛反発をしたというふうな新聞報道がありまして、そういった政府の動きにとらわれることなく、着実にこれを進めていっていただきたいというのが切なるお願いでございます。

【増田会長】 わかりました。応援演説ということで、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【三好委員】 山地災害に関係して、自然災害から守るところですが、実際に対策というのが、どういったものがあるのかということで、本編を見てみましたら、今までの治山ダムなんかに加えて、これは本編の11ページの右側の表の一番下までこれに関係する山腹崩壊危険地区において、竹林伐採とか樹種転換なんかを行うというようなことも対策に入っていますが、この辺、非常に考え方が危険で、樹種転換とか何かをすれば斜面は安全になると信じ切ってしまうと、そういうわけじゃないということをはっきりと。それはソフト対策の面でも、この辺の書き方を少し注意していただきたいなというのが1点です。森さえきっちりしたら山地災害が起きないわけじゃありません。どんなにきれいにしていても、起きるところは起きますから。

それともう一つ、ソフト対策として、独自で連絡協議会ですとか、ハザードマップ作成に、こちら、おそらく他部局と連携されての作業を進められると思うんですけども、なかなかこれ、現実、ご存じのとおり簡単なものではございませんので、これも、何ていいですか。環境教育と防災教育を兼ねたような、まずは普及啓発というところに力を入れていただくことがいいかと考えております。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

最後のご発言は、先ほどの芝田委員からのご発言とも関連して、やはり地域の合意形成を得ていくというのはやはり地道に、きっちりとステップ・バイ・ステップで進まないということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今の世の中、防災やとか安全ですよということを言い切れない部分があるので、そのあたりについてはやはりきっちりと、リスクはありますということはもちろんと伝達しないとという、ありがとうございます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、今の貴重なご意見をいただきながら最終答申に向かって、皆さん方の意見をいただきながら、さらに反映して、これ、取りまとめになっていこうかと思ひますので、ありがとうございました。

それでは最後ですけれども、林地開発許可の実績についてということで、ご報告をお願ひしたいと思ひます。

【寺井（みどり推進課）】 みどり推進課、保全・指導グループの寺井と申します。よろしくお願ひいたします。すいません、座って説明をさせていただきます。

森林法第10条の2に基づきます林地開発の許可について、前回の森林審議会以降からの実績等についてご報告をいたします。なお、開発行為にかかる森林区域面積が5ヘクタール以上の開発許可案件につきましては、森林法第10条の2第6項に定めます森林審議会への意見聴取にかかる事務取扱要領に基づきまして、森林審議会への意見聴取をすることとなっておりますが、今回、諮問が必要となります案件はございませんでした。

それでは、お手元の資料5-1、林地開発許可実績をごらんください。本年の1月31日に開催されました審議会から、12月21日までの許可実績を開発行為の目的別、新規・変更の別に、件数と開発行為にかかる森林の増加面積を取りまとめております。新規の許可では事務所・事業場の造成が2件。道路の造成が1件の合計3件となっており、開発にかかる森林の増加面積は合計5.9ヘクタールとなっております。

変更の許可では土石の採取が4件、道路の造成が1件の合計5件となっております、開発にかかる森林面積の変更許可による増加、これが約7.3ヘクタールとなっております。合計では8件で、開発行為にかかる森林区域の面積の増加、これが約13.1ヘクタールでございました。

続きまして、各案件の概要につきまして、資料5-2をごらんください。表の左のほうから、行為ごとに、行為の目的、管轄事務所、行為の場所、内容、そして面積について、前回の許可、今回の許可とその増減、そして許可の期間及び新規・変更の別、これを順に記載しております。8件の許可のうち、①と②の事務所・事業場の造成の新規の2件につきましては、太陽光発電施設の設置によるものでございます。

続きまして、③から⑥の土石の採取の4件ですけれども、全て変更でございまして、変更の理由につきましては、③と⑥が採石行為区域の拡大によるものでした。④と⑤につきましては、新名神高速道路の建設に伴って、事業用地の一部が買収されたことによる区域の縮小でございます。さらに、⑦と⑧の道路の造成でございますけれども、どちらも西日本高速道路株式会社による新名神高速道路の建築でございます。⑦は補助車線道路新築の新規許可でございまして、⑧は、買収した採石事業用地の区域を含みます本線の道路新築にかかる変更でございます。

ここで、⑦につきましてですけれども、行為にかかる面積が1ヘクタール以下となっておりますが、これは新名神高速道路の建設事業が、全体として1ヘクタールを超えることから、当該工区内面積が1ヘクタール以下であっても、一体の行為と考えて許可対象で取り扱っております。

続きまして、資料5-3をごらんください。こちらは、国や地方公共団体などの事業者が開発を行う際に協議を行って同意したものを取りまとめたものでございます。事務所・事業場の造成が新規で2件で、開発にかかる面積の増減は、合計で約28.8ヘクタールとなっております。これは、次のページの資料5-4に記載しております箕面市によります一般廃棄物処理場の建設と大阪府の安威川ダム建設事務所によります安威川ダム新築の合計となっております。また資料5-3に戻りまして、道路の造成が新規で8件、変更で1件ありまして、開発にかかる面積の増加は、合計で約11.6ヘクタールとなっております。この内訳は、国土交通省近畿地方整備局によります国道整備、それと、大阪府によります新名神高速道路の建設、それと安威川ダムの建設に伴う周辺道路の整備、これらによるものでございます。

今回の許可等の実績報告は以上となりますけれども、次ページ以降につきましては、参考資料ということで添付しております。資料5-5につきましては、過去5カ年の林地開発面積の許可・連絡調整ごとの推移を示したグラフを添付しております。

続きまして、資料5-6のほうでございますけれども、これは今後3カ年の間に森林区域から除外される見込みの、規模が5ヘクタール以上の案件のリストを添付しております。さらにその次の資料5-7は、それらの大まかな位置関係について示しております。参考でつけておりますので、ごらんください。

【増田会長】 ありがとうございます。

ご報告いただいたということで、もう1点、その他なんですけれども、資料6のご説明がございますので、これも引き続いて簡潔にご報告をいただけますか。

【原みどり推進課長】 資料6に用意してございます土砂埋立て等の規制に関する条例案についてでございます。今、報告のございました林地開発許可制度とも非常に密接な関係がございますので、現状につきましてご報告をさせていただきます。

今回、大阪府では、先般、今年の2月に起こりました豊能町木代での、ああいう崩落事故を踏まえまして、建設残土等で行われております土砂埋立て行為について、一定の許可制度を盛り込んだ条例を制定しようという動きをとってございます。現在、開催されています議会にこの条例案の上程をさせていただいているところでございまして、本日の午前中にも、環境農林常任委員会での議論を踏まえられたところでございます。

今回、この条例について、背景・ねらいにつきましては資料6にありますとおり、建設発生土の土砂について、これまでの埋め立てや盛り土の行為の安全確保を主目的とする法令がなく、府域においては土砂が無秩序に積み上げられる事例があり、周辺住民から不安視する声も上がっていたと。そこで、埋め立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋め立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする条例を制定するというものでございます。

条例の概要につきましては、この資料の下の方のほうにいろいろございますが、特に今回の条例の中では、埋め立てを行う事業者ばかりでなく、その土地の所有者にも一定の責務、また、土砂、残土を発生させた者にもそれぞれの責務を求めるものを条例に盛り込んでございます。また、府と市町村との関係というところでは、一定、面積要件のところでは府と市町村との役割分担を定めまして、府市町村とも協力しながら、こういう悪質な案件等については取り組んでいこうというところでございます。こういった中で特筆すべきは、現

在、いろいろ指導等をしている中で、なかなか、この土砂の問題の中では、その現場が土砂の搬入をとめられないというのが大きな問題にもなっておりますので、それを解決するために土砂搬入禁止区域の指定というものを条例に盛り込みまして、搬入する者に対しても一定の罰則を設けて、停止命令の確実な遂行を狙うところが、今回の条例での1つの目玉でもございます。今回の条例では地方自治法上の最高の罰則ということで、2年以下の懲役または100万円以下の罰金という罰則規定も設けまして、取り組んでまいろうというところでございます。

こういった条例につきましては、森林法におけます林地開発制度とも密接な関係があるところでございますので、今後、その辺の情報につきましてはできるだけ丁寧にお知らせをしていきたいと思っておりますし、また、いろいろその辺、森林法との関係等につきまして、この審議会、保全部会等に当たられている先生方にも、またご相談をお願いすることもあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

資料5の報告と、資料6は報告というよりも情報提供をいただいたということですが、何かご質問等ございますでしょうか。

松村委員、どうぞ。

【松村委員】 今の説明ではちょっとよくわからなかったところは、搬入者にも罰則を適用するというのは、搬入者はそれを行っている者、それとも運送会社みたいなものを行うんですか。

【原みどり推進課長】 土砂搬入禁止区域を指定した箇所に、土砂を搬入する搬入者にも、運び込んだ者にも。

【松村委員】 搬入者ということは、例えばダンプの運転手という？

【原みどり推進課長】 そうです。そこに土砂を持ち込んではいけないという区域指定をしますので、その区域指定を破るものに対しては、全ての者に対して罰則規定をあてがうという形にしています。

【松村委員】 都市整備部の土砂対策審議会との関係はとられていますか。私、そちらにもちょっとかんでいるので。

【原みどり推進課長】 砂防法、土砂条例とも関係しておりますので、そちらとも調整をしながら進めております。

【松村委員】 それは今、やっておるわけですね。

【原みどり推進課長】 調整等はやっておりますし、砂防法との関係も十分考慮されていくということでやっております。

【松村委員】 わかりました。

【増田会長】 よろしいでしょうか、ありがとうございました。

初めての会長職で、司会進行がまずくて予定より少し長くなりましたけれども、ある意味非常に、きょうなんかいただいた意見、やはり林業の活性化なり、林業の活性化を通じて森林の健全性というのをどう育成していくかという、いろいろな忌憚のない意見交換ができたと思いますので、次回からも、時間は守りたいとは思いますが、極力意見交換ができる審議会にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【松村委員】 最後にいいですか。

【増田会長】 どうぞ。

【松村委員】 これ、全然関係のない話なので最後に言おうとしていたんですけども、木材の利用に関していろいろ言われていて、川下の方もどうのこうのという話があったんですけども、この委員会のメンバーを見ていると、建築士とか、それから途中で加工されている、加工するような工場の関係の方とか、それがいないですよ。私も別のところに入っていて、そのところの森林審議会はいるんですよ。建築士会みたいなどころから2人ほど入っています。それは大阪からわざわざ来ています。奈良県まで。そういうものも含めながら、このメンバー構成も考えながら、議論するときにある程度の情報がないと、ちゃんとした議論ができないと思います。こういうことも、今後どうできるか、これから加えることができるのかどうか、その辺も検討されたらどうかなと思っています。

【増田会長】 今の発言、事務局何かございますか。

【原みどり推進課長】 今回、委員のご就任いただきました2年の設定がございますので、議論をすることにつきまして、オブザーバーみたいな形でまたご出席をお願いするということも、委員長のほうとご相談をさせていただきながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【増田会長】 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

そうしたら、事務局にお返ししたいと思います。

【司会（有元）】 これで、予定をしておりました内容は全て終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたり、貴重なお時間をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

それでは、これをもちまして、第79回大阪府森林審議会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

— 了 —